

【新設】(短期の前払利息)

66の5の2-3 法人が、各事業年度において支払った支払利息のうち基本通達2-2-14によりその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入された前払利息の額は、支払利子等の額に含まれることに留意する。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「短期の前払利息」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-6）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 法人が、各事業年度において支払った負債の利子等の額については、その事業年度に対応する部分の金額が、本制度の対象となるその事業年度の支払利子等（措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等をいう。以下同じ。）の額に該当することとなるのであるが、この支払利子等の額には、法人税基本通達2-2-14の取扱いにより損金の額に算入された前払利息の額が含まれるか疑義が生ずる。

この点について、1年以内の短期前払費用の処理は、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理であって継続適用を条件にその損金算入を認めていることからすれば、その経理処理が行われている限りにおいて、支払利子等の額の計算上も同様に取り扱うことが相当であると考えられる。

そこで、本通達では、このような前払利息の額は、本制度の対象となる支払利子等の額に含まれることを留意的に明らかにしている。

なお、現実に支払った事業年度の支払利子等の額としないで、未経過期間に係るものとして損金の額に算入されなかった前払利息の額については、期間経過により損金の額に算入した事業年度における支払利子等の額となる。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の89の2-3）を定めている。